

平成20年5月30日

平成20年度  
森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

# 説明会

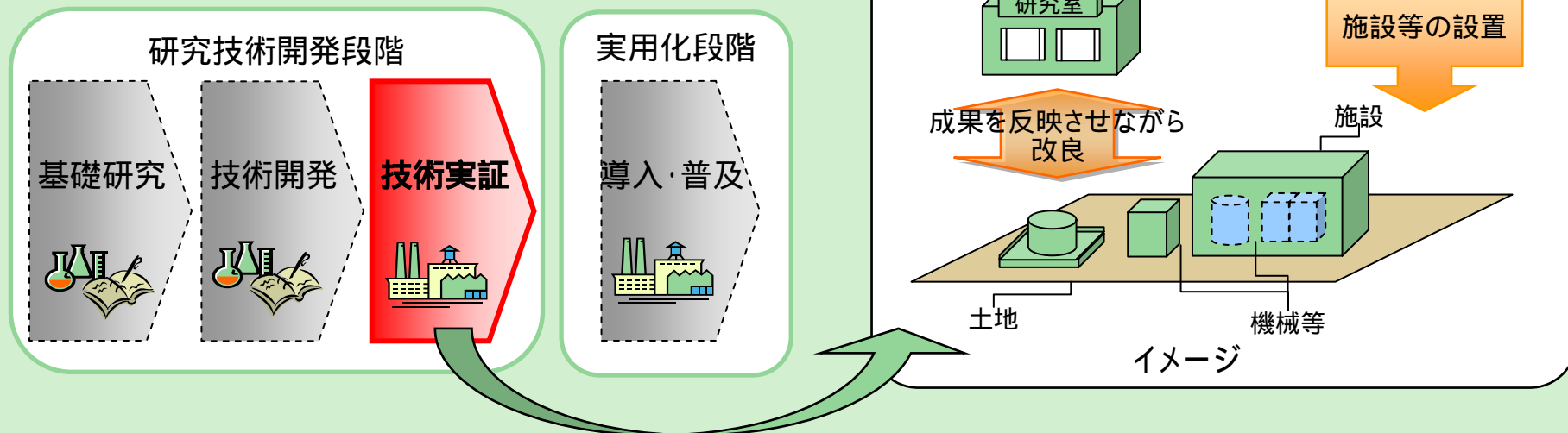
林野庁研究・保全課

# 本事業の位置付けと性質

(1) 本事業の性質 …… 国の委託事業です。

	委 託	補 助
費 用	国の事業を他の機関等に委託して行わせる場合に、その反対給付として委託費を支出します。	国が特定の事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事業の実施に資するため反対給付を求めることなく一方的な金銭的給付を行います。
資 産	事業において取得した物品や財産等の資産は、基本的に国に帰属します。	補助事業者に帰属します。ただし、処分等について一部制約があります。
知的財産	基本的に国に帰属します。	補助事業者に帰属します。

(2) 本事業の位置付け …… 実証を対象とします。



# 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業について

## 事業の目的

林地残材等の未利用森林資源の活用を目指し、研究成果や技術開発成果を要素技術とした実証を行い、新産業の創出につながる製造システムを構築する。

## 事業の内容

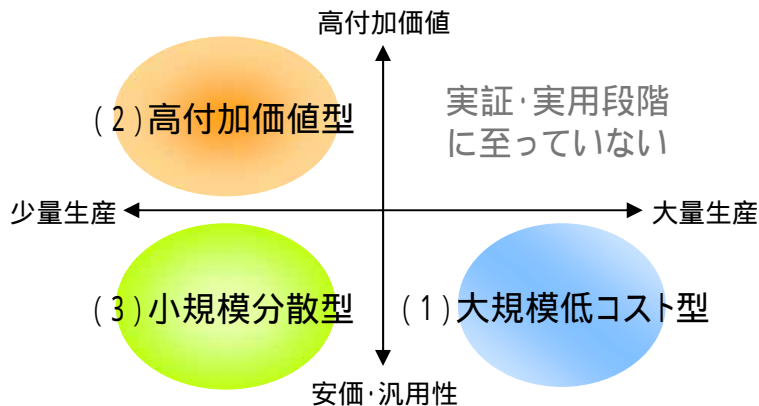
製材工場残材、林地残材、間伐材等の未利用森林資源の利用を想定した、下記の要件を満たす製造実証

## 要件

- (1) 木質バイオマスを分子レベルでとらえ、ケミカル又はメカニカル、バイオリジカルに変換して利用すること。
- (2) 木質成分を総合的に利用すること。
- (3) 化石由来製品に代替する利用であること。
- (4) 研究成果や技術開発成果を要素技術として活用し、5年以内に製造システムの構築が見込めること。

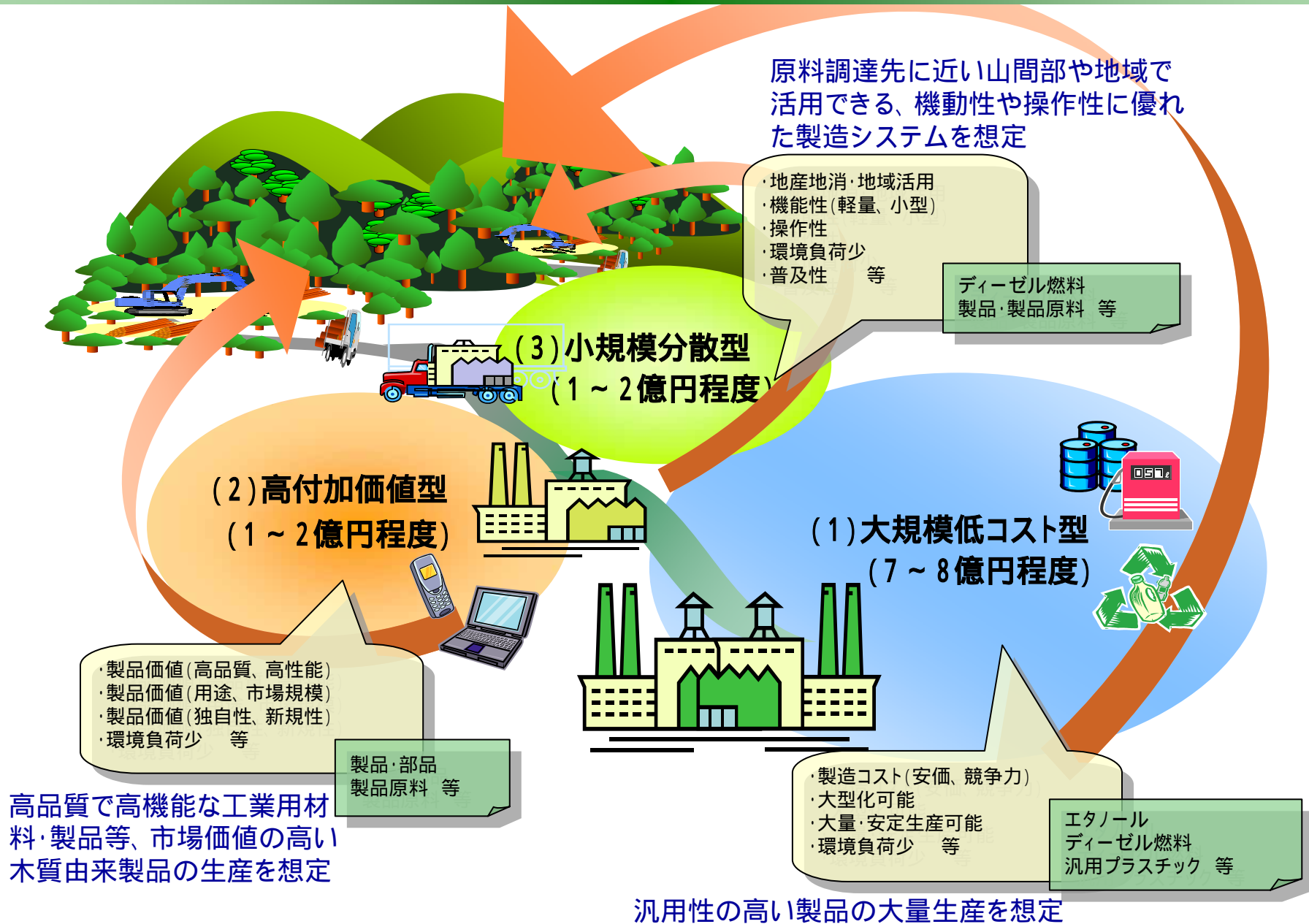
・森林資源の活用を進めるための新しい産業の性質と、原料である森林資源の調達の観点から3つのテーマに分類。

・(1)大規模低コスト型、(2)高付加価値型、(3)小規模分散型の3種類の製造システムを構築することにより、森林資源の新しい活用法の実現への取り組みを進めていくこととする。



	項目	内容
1	大規模低コスト型 製造システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広い市場が期待されるものについての、低コストで高効率な製造</li> <li>・低コスト化のための副産物の高度活用</li> <li>・原料である木質バイオマスの安定供給のもとに大量の木質バイオマスを継続的に活用</li> </ul>
2	高付加価値型 製造システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の高付加価値化の実現</li> <li>・木材を活用しての高付加価値製品による新規用途、市場の開拓</li> </ul>
3	小規模分散型 製造システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集・運搬コスト等の課題解決</li> <li>・地域活用型、地産地消型の産業創出</li> <li>・単独では必要とする原料は少量であるが、各地に普及させることにより、大量の木質バイオマスを活用</li> </ul>

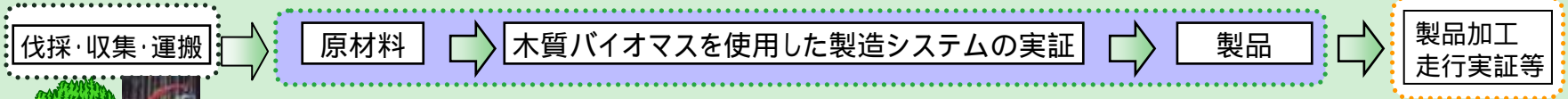
# 本事業の対象課題について



# 本事業の内容について

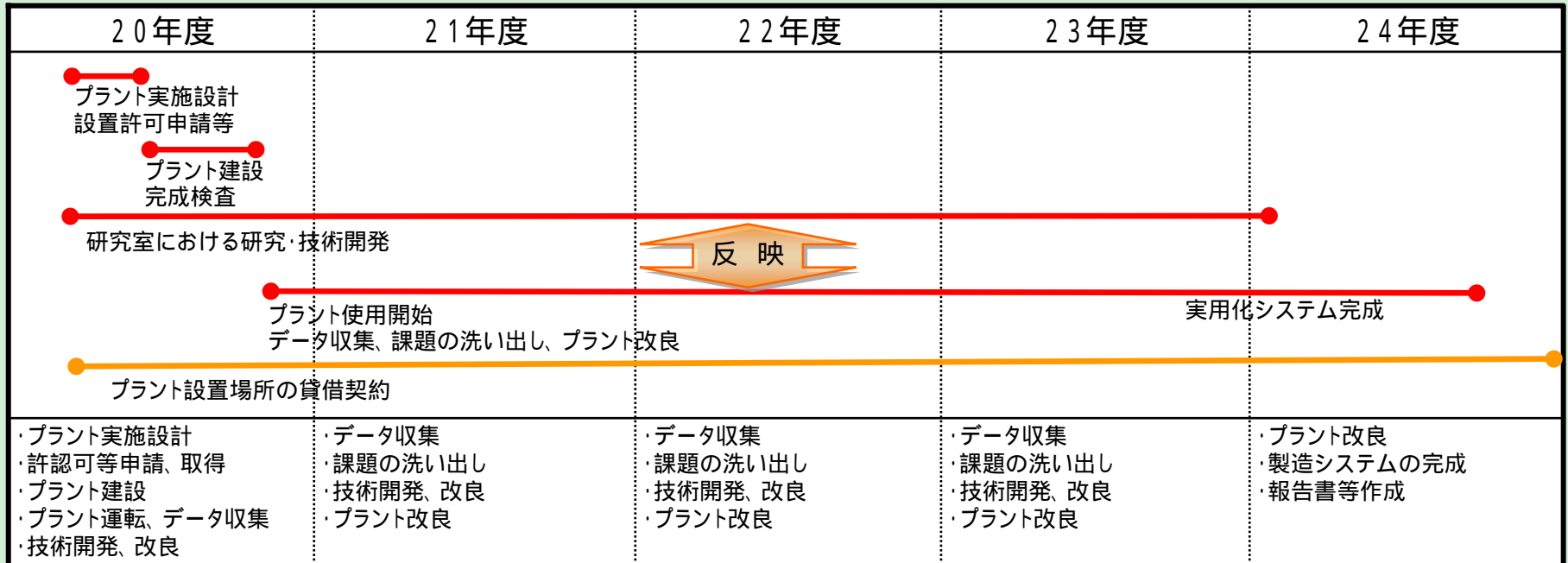
## 1. 本事業の対象経費等について

.....本事業の対象



製造システム実証機材及び施設等の整備等に係る経費	製造システム実証に係る経費
ア) 施設等設計費 イ) 施設等整備費及び設置費 ウ) 機材等整備費及び設置費 エ) 施設等設置場所に係る借料 オ) 許認可申請に係る費用等	ア) システム実証費(人件費、賃金、旅費、光熱水料金、実証用試薬、原材料費、消耗品費、雑役務費等) イ) 機材費(計測機器、分析機器、備品等) ウ) 分析費(各種試験、成果物の内容の同定等の分析費)

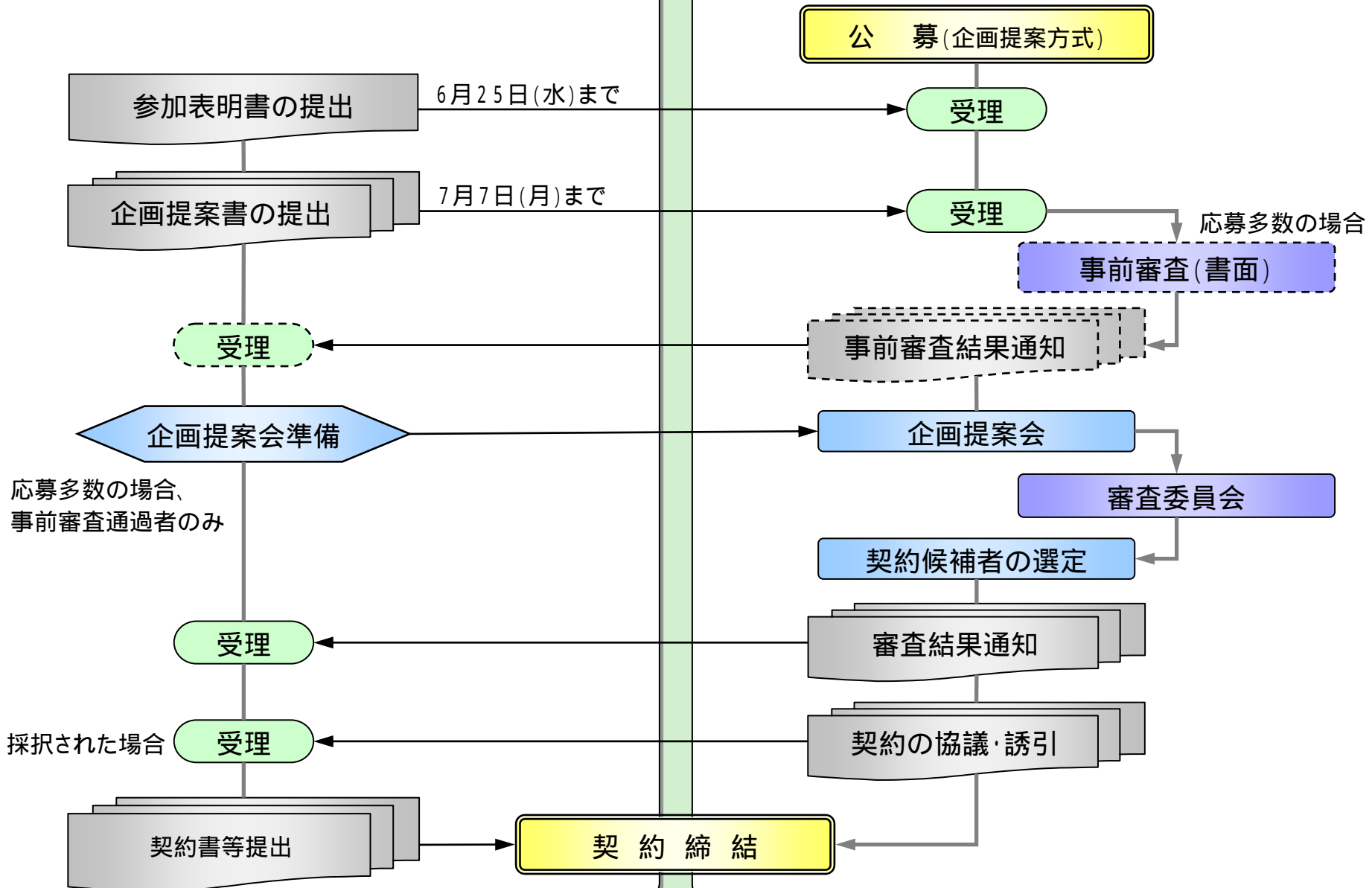
## 2. 5年間の事業イメージ(例)



# 事業の流れ（応募から契約締結まで）

## 参加者

## 林野庁



# 事業の流れ（審査方法）

## 審査委員会

外部有識者6名により構成されます。  
審査委員は、化学・工学等の技術的知見、経済・産業的知見を有する有識者から任命します。  
審査委員名簿は、委員への不正な働きかけを防止するため、審査終了まで非公開とします。



## 1. 企画提案会の開催（7月上中旬頃）

応募者には、企画提案会において企画提案書の内容を説明していただきます。  
説明時間は、1者あたりおおむね13分（説明8分、質疑5分）です。

開催日時・場所等は別途お知らせします。  
企画提案会は、応募者の営業秘密等の保護の観点から、非公開とします。



## 2. 審査委員会の開催（7月上中旬頃）

審査委員会は、企画提案会での内容等を踏まえ、審査を行います。  
審査基準等については、応募要領をご覧ください。

審査終了後、審査委員会は林野庁長官に契約候補者を順位をつけて推薦します。  
審査委員会は、個々の提案内容を公表しないこととしていることから非公開とします。



## 3. 事前審査（応募多数の場合）

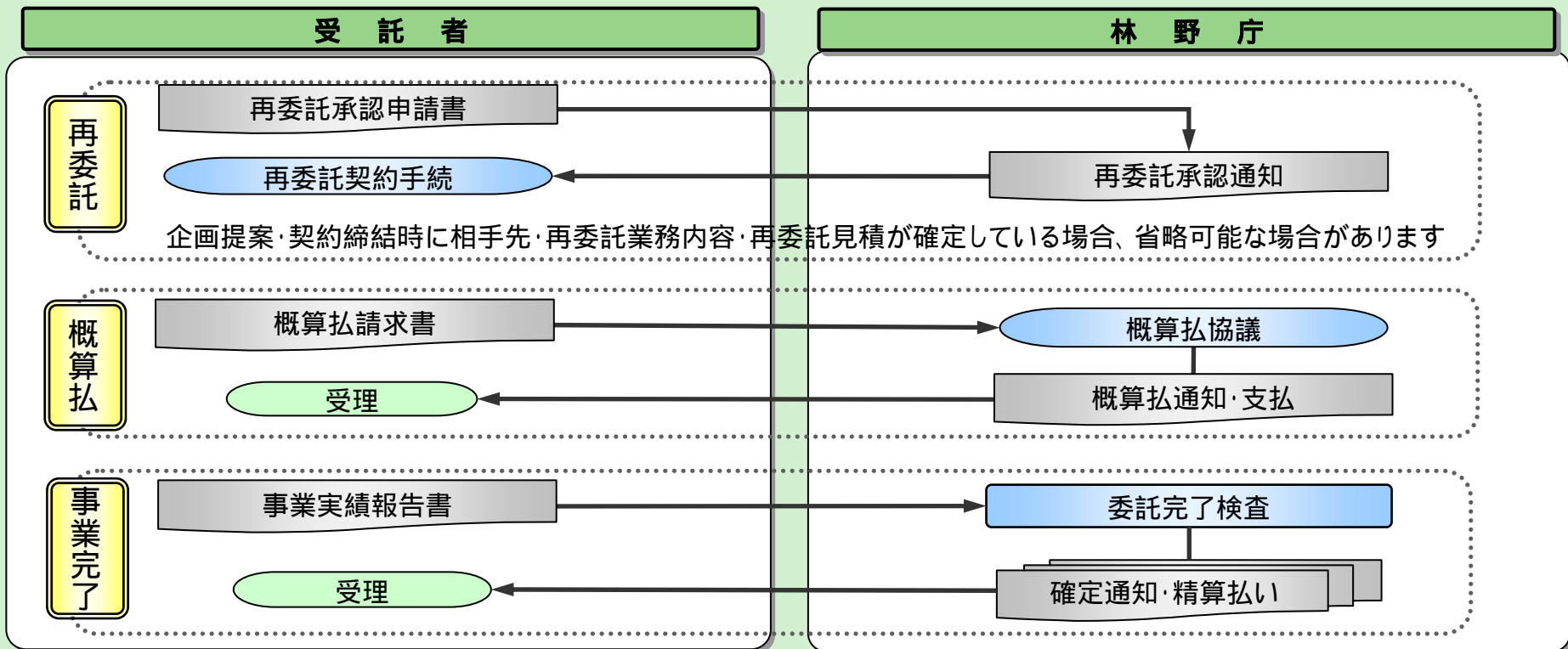
企画提案会を効率的に進めるため、応募多数の場合は書面による事前審査を行う場合がありますのでご了承ください。  
事前審査の実施の有無については応募件数と提案内容等を勘案し、審査委員会と相談の上決定します。  
事前審査を実施した場合、審査結果は応募者へ個別にお知らせします。

## 4. 契約の締結

審査結果については、選定の可否を問わずすべての応募者へ通知します。  
林野庁は、審査委員会から推薦のあった候補者と委託費を含め委託契約に関する協議を行い、委託契約を締結後、契約相手方の名前及び事業内容、契約額等を公表します。  
本事業は基本的に5年間事業ですが、年度毎に公募及び契約の手続を行うものであり、次年度以降の契約を保証するものではありません。



# 事業実施中の手続き



## 物品・財産、知的財産等の取扱いについて

### 1. 物品及び財産の取扱いについて

本事業により受託者が取得した物品及び財産は、委託事業期間中は、善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。

委託事業終了後については、別途、国への引渡しの可否等についてお知らせします。

### 2. 知的財産権の帰属について

本事業の成果により特許権等次に係る権利を得た場合の所有権は、すべて林野庁長官が承継するものとします。

特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権  
実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権  
意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権  
著作権